

意見招請公告

次のとおり、意見招請を行いますので公告します。

令和7年10月1日

地方公務員共済組合連合会
理事長 池田憲治

記

1 背景

当連合会では、地方公務員共済組合番号システム及び包括照会支援システムについて、令和10年1月から新機器での稼働が開始できるよう、検討に入っている。

令和7年度は、要件定義作業を実施し、要件定義書案並びにアプリケーション設計・開発・移行・保守業務及び基盤設計・構築・移行・運用業務に係る調達仕様書案を作成した。

また、令和8年から、アプリケーション設計・開発・移行・保守業務、基盤設計・構築・移行・運用業務、データセンター・回線業務及びハードウェア・ソフトウェア等納入・保守業務について、それぞれ調達する予定としている。

2 目的

作成した要件定義書案や調達仕様書案の記載内容に不備や不足がなく、調達に参加するベンダーが適切な提案を行えるよう、調達前にベンダーから意見を収集する。

3 意見招請に付する事項

(1) 件名

地方公務員共済組合番号システム及び包括照会支援システムに係る機器更改業務

4 意見招請説明書等の交付期間及び交付場所等

(1) 交付期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月22日（水）まで

（土日祝日を除き、各日とも10時から17時まで（12時から13時までを除く。））

(2) 交付場所

東京都千代田区内幸町2丁目1番1号 飯野ビルディング11階

地方公務員共済組合連合会事務所

(3) 交付方法

資料一式を収めた媒体（DVD-R等）を手交することにより交付する。

(4) 交付資料受領手続

① 提出書類

ア 様式1「機密保持誓約書」(捺印済みの原本)

イ 様式2「委任状」(捺印済みの原本。代表権を有する者が資料を受領する場合は不要。)

ウ 受領担当者の名刺(1枚)

※ 受領担当者の本人確認を行うため、受領担当者の身分証明書又は社員証を持参すること。

② 受領手続

受領を希望する日時を、受領希望日の前日14時まで(土日祝日を除く。)に、受領担当者の名刺に記載されているメールアドレスから下記「6 問い合わせ先」のメールアドレスあてに電子メールにより送付すること。当連合会から、受領希望日の前日17時(土日祝日を除く。)を目安に返信する電子メールを以て受領申込完了とする。

当日は、様式1「機密保持誓約書」(捺印済みの原本)、様式2「委任状」(捺印済みの原本。代表権を有する者が受領する場合は不要。)、受領担当者の名刺及び受領担当者の身分証明書又は社員証を交付場所へ持参すること。当連合会にて内容の確認後に、その場で意見招請説明書等を交付する。

5 意見の提出期限及び提出先

(1) 意見の提出期限

令和7年10月22日(水) 17時まで

ただし、令和7年10月31日(金)までを意見招請期間として、参加のあった者に対してヒアリング等を行う場合があるので協力をお願いしたい。

(2) 提出先

上記4(2)に同じ。

6 問い合わせ先

地方公務員共済組合連合会 年金業務部番号システム課

電話：03-6807-3690 担当：荻田、本多、小池

メールアドレス：joho(at)chikyoren.or.jp

※メールアドレスの(at)は@に置き換えてください。

7 その他

詳細は、交付する意見招請説明書による。

機密保持誓約書

_____（以下「甲」という。）は、地方公務員共済組合連合会（以下「乙」という。）が行う「地方公務員共済組合番号システム及び包括照会支援システムに係る機器更改」に係る意見招請（令和 7 年 1 0 月 1 日公告）（以下「本目的」という。）への参加に際し、次のことを誓約します。

（機密情報の定義）

第 1 条 本目的における機密情報とは、乙が本目的を遂行する上で必要があると認め、開示するすべての情報及び甲が本目的の作業上知り得た乙の非公開情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りではない。

- （1）開示の時点ですでに公知のもの又は甲の責めによらず公知となった情報
 - （2）甲が事前に乙の承諾を得て公開した情報
 - （3）第三者から機密保持義務を負うことなく甲が正当に入手した情報
 - （4）開示の時点ですでに甲が保持している情報
 - （5）開示及び本作業上知り得たすべての機密情報によらないで、甲が独自に創作した情報
- 2 前項の機密情報には、機密情報を含む可能性のあるすべての資料及び情報のうち、次の各号に該当するものを含むものとする。

- （1）乙が甲に提供した一切の資料
- （2）前号の資料の複製・要約・その他二次的資料
- （3）乙が甲に対して又は甲が乙に対して送信した電子メール、FAX 及び郵便物などの資料
- （4）明確に「機密」である旨を表記したうえで甲へ開示された情報

（機密情報の取扱い）

第 2 条 甲は、機密情報を本目的以外に使用してはならない。

- 2 甲は、本目的を遂行する上で機密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、本目的における機密情報を開示又は漏えいしてはならない。
- 3 甲は、本目的における機密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 4 甲は、乙から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に乙の承諾を受けるものとする。

（甲の責任）

第 3 条 甲は、本目的を遂行する上で、すべての成果物等が第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害しないよう適切な措置をとるものとする。

（機密情報の返却等）

第 4 条 甲は、令和 8 年 3 月 3 1 日までに、本目的に関して乙から受領した資料（甲が媒体（DVD-R 等）に収めて手交した場合は、当該媒体）を乙へ返却するとともに、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに裁断、粉碎等の方法で読み取りが不能な状態として廃棄処分するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙により請求された場合には、乙が指定する期日まで

に、本目的に関して乙から受領した資料を乙へ返却するとともに、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに裁断、粉碎等の方法で読み取りが不能な状態として廃棄処分するものとする。

(関係者への遵守徹底)

第5条 甲は、本目的を遂行する上で機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員に、本誓約の内容を遵守させるものとする。

(有効期間)

第6条 本誓約書に定める機密保持の期間は無期限とする。

(調査)

第7条 乙は、本誓約書が遵守されていることを確認する必要があると認めたときは、甲は、乙が実施する次のことを受け入れるものとする。

(1) 甲に報告を求めること

(2) 乙の担当者及び乙が指定する者を、甲の事業所等に派遣して調査すること。

(損害賠償)

第8条 甲が、本誓約のいずれかの規定に違反した場合又は乙の機密情報を漏えいしたことが明らかになった場合には、甲は、乙に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責めを負うものとする。

(協議事項)

第9条 本誓約に定めのない事項、又は本誓約に定める事項に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ、その都度解決するものとする。

令和 年 月 日

地方公務員共済組合連合会理事長 様

所在地

商号又は名称

代表者(職名・氏名)

印

委 任 状

令和 年 月 日

地方公務員共済組合連合会
理事長 池 田 憲 治 様

所在地

商号又は名称

代表者（職名・氏名）

印

私は都合により下記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

代理人住所

代理人氏名

委任事項

「地方公務員共済組合番号システム及び包括照会支援システムに係る機器更改業務」
に係る意見招請（令和7年10月1日公告）に関する交付資料の受領

※代表権を有する者でない者が資料を受領する場合に、提出すること。